

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

【現状の分析と必要性】

本市の中心市街地における都市福利施設の整備状況をみると、公共施設においては、小・中学校、市庁舎、福祉文化会館、市民総合センター（クリエイトセンター）、障害者就労支援センター、男女共生センターなどの公的機関や施設、また、学術機関として立命館大学が立地しており、多くの都市機能が集積している。

しかし、平成27年12月には、老朽化や耐震不足により市民会館が閉館し、中心市街地における賑わいと市民活動の核となる拠点が失われている状況である。跡地エリアについては子育て支援機能やホール機能を備えた新しい市民会館（文化複合施設）と一体的に広場空間として整備する予定である。

また、中心市街地においては、0～14歳の若年層が増加傾向にあり、福祉や子育てに関するニーズが増えることが予想される。しかしながら、本市の総人口は令和7年をピークに減少に転じると推測されており、市の持続的な発展を支えるためにも子育てに関する支援は重要であり、本市においては「茨木市次世代育成支援行動計画」を策定し、次世代育成支援に関する施策と子育て支援事業を一体的・総合的に推進している。

以上を踏まえ、中心市街地においては子育て世帯を中心に訪れ・滞在したくなるゆったりとした空間の整備が必要だと考えられることから、目標の達成に必要な事業を、都市福利施設を整備する事業として基本計画に位置付ける。

【フォローアップの考え方】

基本計画に位置づけた事業について、毎年度末に進捗状況を調査し、改善措置及び効果の実証を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 地域交流センター整備事業</p> <p>【内容】 ホール機能を備えた文化複合施設を整備する。</p> <p>【期間】 令和2年度～令和5年度</p>	茨木市	中央公園南グラウンド南側緑地にホールなどの機能を備えた文化複合施設を整備を行う。また、文化複合施設には大屋根のあるオープンスペースを整備することにより、新たな魅力と集いの場の創出を図る。 本事業は、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。	<p>【支援措置】 都市構造再編集中支援事業</p> <p>【実施時期】 令和2年度～令和5年度</p>	
<p>【事業名】 子育て支援機能整備事業</p> <p>【内容】 子育て支援などの機能を備えた文化複合施設を整備する。</p> <p>【期間】 令和2年度～令和5年度</p>	茨木市	中央公園南グラウンド南側緑地に子育て支援などの機能を備えた文化複合施設を整備を行う。また、文化複合施設には大屋根のあるオープンスペースを整備することにより、新たな魅力と集いの場の創出を図る。 本事業は、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。	<p>【支援措置】 都市構造再編集中支援事業</p> <p>【実施時期】 令和2年度～令和5年度</p>	
<p>【事業名】 図書館整備事業</p> <p>【内容】 図書機能などを備えた文化複合施設を整備する。</p> <p>【期間】 令和2年度～令和5年度</p>	茨木市	中央公園南グラウンド南側緑地に図書機能などを備えた文化複合施設を整備を行う。また、文化複合施設には大屋根のあるオープンスペースを整備することにより、新たな魅力と集いの場の創出を図る。 本事業は、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。	<p>【支援措置】 都市構造再編集中支援事業</p> <p>【実施時期】 令和2年度～令和5年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

該当なし